

鉱業権取得後の法的手続き及び留意事項

鉱業権（試掘権・採掘権）及び租鉱権の設定または移転の登録を受けた者は、鉱業法及び鉱山保安法等関係法令を遵守する必要があります。

必要な手続きを怠った場合、鉱業権を取消（鉱業法第 55 条・第 83 条）されたり、罰則（鉱業法第 147 条・第 148 条・第 149 条・第 150 条・第 151 条・第 152 条）が適用されることがありますから、下記事項を遵守してください。

※なお、下記文中にある経済産業大臣の権限は、経済産業局長に委任されていますので、申請等は経済産業局長（中部地域の鉱区に関するものは中部経済産業局長）あてに行ってください。

記

- (1) 鉱業権者または租鉱権者は、鉱業権または租鉱権の設定ならびに移転登録があった日から 6 か月以内に、事業に着手しなければなりません。

（鉱業法第 62 条第 1 項・第 86 条第 1 項）

- (2) 試掘権者は、事業に着手する前に施業案を定め、その説明図を添えて経済産業大臣に届け出なければなりません。

変更するときは新たな施業案にその説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて経済産業大臣に届け出なければなりません。

（鉱業法第 63 条第 1 項、施行規則第 27 条第 1・2・3 項、施行規則様式第 20 の 2・20 の 4・20 の 6）

- (3) 採掘権者または租鉱権者は、事業に着手する前に施業案を定め、その説明図を添えて経済産業大臣の認可を受けなければなりません。

変更するときは新たな施業案にその説明図及び変更の理由を記載した書面を添えて経済産業大臣に申請し、認可を受けなければなりません。

（鉱業法第 63 条第 2 項・第 87 条、施行規則第 27 条第 1・2・3 項、第 33 条、施行規則様式第 20 の 1・20 の 3・20 の 5）

- (4) 鉱業権者または租鉱権者は、届出をし、または認可を得た施業案によらなければ鉱業を行ってはなりません。

（鉱業法第 63 条第 3 項・第 87 条）

- (5) 鉱業権者または租鉱権者は、事業に着手したときは遅滞なく鉱区の所在地またはその附近に鉱業事務所を定め、その所在地および着手の年月日を記載した鉱業事務所設置届書を経済産業大臣に提出しなければなりません。

(鉱業法第 68 条・第 87 条、施行規則第 27 条の 4・第 33 条、施行規則様式第 22)

- (6) 鉱業権者はやむを得ない事由により 6 か月以内に事業に着手することができないときは、期間を定め事由を具した事業着手延期申請書を経済産業大臣に提出して認可を受けなければなりません。

(鉱業法第 62 条第 2 項、施行規則第 26 条の 2 第 1 項、施行規則様式第 17)

- (7) 鉱業権者は、事業に着手した後、引き続き 1 年以上事業を休止しようとするときは、期間を定め事由を具した事業休止の申請書を経済産業大臣に提出し、認可を受けなければなりません。

ただし、租鉱権者は、引き続き 6 か月以上その事業を休止してはなりません。

(鉱業法第 62 条第 3 項、第 86 条第 2 項、施行規則第 26 条の 2 第 2 項、施行規則様式第 18)

- (8) 上記(6)及び(7)に違反した場合は、鉱業権を取り消すことがあります。

(鉱業法第 55 条第 5 号、第 83 条第 3 号)

また、認可を受けて休止した事業を再開したときは、直ちに事業再開届出書を経済産業大臣に提出しなければなりません。

(鉱業法第 62 条第 4 項、施行規則第 26 条の 2 第 3 項、施行規則様式第 19)

- (9) 鉱業権者または租鉱権者は、鉱業の実施に関し、鉱業法及びこれに基づく命令の規定により鉱業権者または租鉱権者が行うべき手続きその他の行為を委任するため、委任の範囲を明らかにして鉱業代理人を選任することができます。

鉱業代理人の選任もしくは変更、またはその代理権の消滅は、鉱業権者または租鉱権者が届出書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければ、その効力を生じません。

(施行規則第 31 条・第 33 条、施行規則様式第 23・24・25)

- (10) 鉱業権設定の許可通知書に別記した操業注意事項及び鉱業設備設計書は、施業案を作成するにあたって、特に留意すべき事項であるから、その趣旨に反しない施業案を定め、届出または認可の申請を行うようにして下さい。

例えば、「〇〇の設置（事業）に支障を与えないよう操業すべきこと」の操業注意事項は、当該鉱区について〇〇の設置（事業）によって制約を受けることがあること

を当初から鉱業権者に予知させるものである（昭和 48 年 3 月 30 日 大津地裁判決）ので、施業案作成にあたっては、その設置（事業）に支障を及ぼさないよう留意して下さい。

なお、試掘権については、試掘権行使の本体たる事業が鉱物の存否および採掘価値の有無を確認する作業であることに鑑み、この点についても留意して施業案を作成して下さい。

(11) 上記以外に国土利用計画法、森林法、砂防法、土地開発に関する指導要綱その他土地利用に関する法令等で、利用行為を制限している地域が含まれている場合があるので、操業（試掘作業を含む）前に地元市町村等と十分協議し、関係法令等に定める所要の手続きをとって下さい。

(12) 試掘権は、鉱物の鉱量、品位、鉱床の形状、深度等鉱業の価値を調査する目的の権利であるので、探査の結果、鉱業の価値があると判断される場合には採掘権設定の出願を行い、その許可を得て採掘行為を行うよう留意して下さい。

(13) 試掘権の存続期間を延長する場合は、省令で定める手続きに従い申請しなければなりません。申請にあたっては、誠実に探鉱した事実を示す探鉱実績説明書の提出が必要になります。

当局は申請書の書面審査に加え、必要に応じ実体審査を行う場合がありますので、試掘権者は、探鉱実績データ等を整理し、実体審査（例えば①写真（露頭写真等を含む）、②地表踏査ルートマップ、③試錐柱状図、④鉱物サンプル化学分析結果、⑤ボーリングコア等のサンプルについて確認を行う）に対応できるよう記録の保存に留意して下さい。

（鉱業法第 18 条・鉱業法第 19 条）

中部経済産業局

資源エネルギー環境部 資源・燃料課

（TEL） 052-951-2781